

事務連絡  
平成20年6月16日

(社団) 全国老人福祉施設協議会  
(社団) 全国老人保健施設協会  
全国軽費老人ホーム協議会  
全国地域包括・在宅介護支援  
センター協議会  
全国小規模多機能型居宅介護事  
業連絡会  
(NPO) 全国認知症グループホーム協会  
認知症の人と家族の会

御中

厚生労働省老健局計画課

平成20年岩手・宮城内陸地震により被災した要援護高齢者  
への対応等に関する情報の提供依頼について (第2報)

高齢者保健福祉行政に対し、日頃よりご尽力いただき御礼申し上げます。  
さて、6月14日に発生した「平成20年岩手・宮城内陸地震」に関し、社会・  
援護局をはじめ関係局から別紙の事務連絡等を発出しましたので情報提供いた  
します。

情報提供は、以下にお願いします。

電話 03-3595-2888

FAX 03-3595-3670

平成20年6月15日

全国社会福祉協議会 御中

厚生労働省社会・援護局総務課

## 社会福祉施設における緊急的対応について（依頼）

「岩手・宮城内陸地震」の発生に伴い、避難生活が必要となっている在宅の高齢者、障害者、乳幼児や妊産婦等の要援護者に対しては、緊急的措置として、

- ① 入所対象者については、福祉施設の定員を超えての受け入れを行うとともに、
- ② それ以外の要援護者については、施設の空きスペースなどを福祉避難所として提供すること

が考えられます。

今回のような災害時において社会福祉法人としてこのような役割を担うことは、地域貢献の一環としてきわめて重要な意義を有することと考えます。

ついては、岩手県・宮城県・秋田県・山形県内の社会福祉法人に可能な限りの協力をいただきたく、各法人に対しこの旨を周知くださるようご配慮をお願い申し上げます。

なお、福祉避難所の設置に係る経費として、市町村が認めた以下の経費については、災害救助法に基づき、市町村より費用支弁されることとなります。

- ① 10人の対象者に1人生活に関する相談等に当たる職員を配置するための経費
- ② 高齢者・障害者等に配慮した簡易トイレ等の費用
- ③ 消耗品
- ④ 食品の供与（高齢者等の心身の状況に配慮した食事の提供を含む。）に係る経費等

参考までに、各社会福祉法人への通知案を添付いたします。

事務連絡  
平成20年6月15日

岩手県保健福祉部保健福祉企画室長  
宮城県保健福祉部保健福祉総務課長  
秋田県健康福祉部福祉政策課長  
山形県健康福祉部健康福祉企画課長  
仙台市健康福祉局総務課長  
盛岡市保健福祉部地域福祉課長  
秋田市福祉保健部福祉総務課長

殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長補佐

厚生労働省老健局計画課長補佐

「岩手・宮城内陸地震」の発生に伴う社会福祉施設等  
に対する介護職員等の応援について

「岩手・宮城内陸地震」の発生に伴い、社会福祉施設等への支援のため、今後、罹災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保が困難な施設に対して、他都道府県からの派遣等が必要となった場合には、国において調整を図ることとしておりますので申し出下さい。